

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和3年第1回定例会提出予定議案の説明

#### (1) 議案第12号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第12号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 特別養護老人ホーム陽だまりの園の指定期間の変更について

資料3 新旧対照表

参考資料1 指定管理特別養護老人ホームの民設化に向けた進捗状況について

参考資料2 指定管理特別養護老人ホームの民設化に向けた進捗状況について

参考資料3 指定管理特別養護老人ホームの民設化に向けた進捗状況について

令和3年2月15日

健康福祉局

# 議案第12号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム 条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 廃止する特別養護老人ホームの概要

名 称	特別養護老人ホームこだなか	特別養護老人ホーム陽だまりの園
位 置	中原区上小田中1丁目28番55号	高津区諏訪2丁目10番15号
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建	鉄筋コンクリート造 地上3階建
延べ床面積	2,558.42㎡	3,279.84㎡
開 設	平成6年4月	平成12年4月
定 員	50名（入所及び養護事業） 2名（老人短期入所事業）	50名（入所及び養護事業） 10名（老人短期入所事業）
廃止（予定）	令和3年4月1日	令和3年4月1日

## 2 廃止理由

川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画（平成30年3月策定）において、特別養護老人ホームについては、民間により質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、老朽化が進行していない施設は、現行の指定期間が経過した後に、譲渡又は貸付けにより民設化を図ることとされた。

しかし、特別養護老人ホームこだなか及び特別養護老人ホーム陽だまりの園については、譲渡による民設化に向けて、移管先運営法人の募集を行ったが、応募が無く、移管先運営法人の確保に向けて、現行の指定管理者等と協議を行ってきたが、その協議も調わなかったこと等から、令和2年度中に入居者移転を進め、一時休止することとし、指定期間が終了する令和2年度末をもって廃止するものである。

## 3 特別養護老人ホーム

### (1) 施設数

8施設（上記1の施設、特別養護老人ホーム夢見ヶ崎、特別養護老人ホームすみよし、特別養護老人ホームひらまの里、特別養護老人ホーム多摩川の里、特別養護老人ホームしゅくがわら及び特別養護老人ホーム長沢壮寿の里）

### (2) 事業

老人デイサービス事業に関する事、老人短期入所事業に関する事、措置による入所及び介護福祉施設サービスに関する事等

### (3) 管理運営

指定管理者が管理運営を行っている。

# 特別養護老人ホーム陽だまりの園の指定期間の変更について

## 1 これまでの報告内容【健康福祉委員会（令和3年1月28日）】



現指定管理者から民設化に係る諸条件（原則20年以上の施設運営、土地の返還時の義務（更地返還）等）について、理解が得られるよう説明を継続してきましたが、譲渡民設化に向けた了承が得られなかった。

また、指定管理者制度に基づく、指定期間の変更についても、了承が得られず、当該施設の運営を継続することが困難である旨の意向を受けていた。

このため、今年度中の入居者移転を進め、一時休止とし、現行施設については、譲渡民設化に向けた公募の実施（来年度以降）に向けて、調整を進めていくこととした。

※これまでの健康福祉委員会における報告内容については、別紙（参考資料1～3）のとおり。

## 2 令和3年1月29日以降の経過と今後の対応

(1) 特別養護老人ホーム陽だまりの園のサービス終了に関する説明会の開催

ア 日程 令和3年2月4日（木）、5日（金）、6日（土）の3日間

イ 場所 高津区役所、高津市民館、エポックなかはら

ウ 参加者 入居者の御家族様、関係者様 4日：32名、5日：20名、6日：14名 合計66名  
 法人関係者 4日：7名、5日：4名、6日：3名 合計14名  
 報道関係者 4日：1社、6日：1社

エ 主要意見（持ち帰り事項）

(ア) 指定管理者と市がお互い譲歩し、再調整はできないのか。

(イ) 一時休止という市の決定を再考して欲しい。

(ウ) コロナ禍での入居者の移転について、危険性の認識はないのか。

(エ) 説明会を再度開催して欲しい。

(2) 説明会開催後の対応

説明会での御意見について、令和3年2月8日（月）に、指定管理者に対して、4月1日以降の運営について再確認を試みましたが、回答が得られなかったため、説明会に御出席をいただいた入居者の御家族様、関係者様に対して、移転の調整を進めさせていただきたい点について、あらためて依頼を行った。

(3) 現指定管理者（社会福祉法人照陽会）からの申し出内容

令和3年2月12日（金）15時頃に、社会福祉法人照陽会の理事長から電話を通じて、下記のとおり申し出があった。

ア 令和3年3月31日までに入居者を移転させることの厳しさについて言及。

イ 引き続き、施設運営を継続していきたい。

(4) 申し出内容の確認

令和3年2月14日（日）に、法人本部にて理事長に面会し、申し出内容の確認を行った。上記の申し出内容に加えて、下記のとおり申し出があった。

ア 一時休止について、入居者に不安を与えないために説明をしていない中、入居者不在のまま進めることができない。

※また、法人から、令和3年4月以降の特別養護老人ホーム陽だまりの園の施設運営を希望する旨が記された書面を受理。

(5) 今後の対応

ア 引き続き、入居者の安定した生活の場の確保が必要であることから、特別養護老人ホームしゅくがわらと同様に、指定期間の変更（3年間の延長）を行う方向で手続きを進める。

イ 入居者の御家族様、関係者様に対して、文書で現状の状況をお知らせする。

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月15～17日	健康福祉局指定管理者選定評価委員会、同委員会・高齢者施設部会
2月下旬	追加議案提出（指定期間の変更議案）
4月以降	指定管理者制度による運営継続（陽だまりの園）

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																										
<p>○川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例 平成5年3月26日条例第14号 (設置等)</p> <p>第2条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第1項の規定により特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)を設置する。</p> <p>2 老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 40%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">特別養護老人ホーム</td> <td style="text-align: center;"><u>(削除)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園</td> <td>川崎市高津区諏訪2丁目10番15号</td> </tr> <tr> <td>川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら</td> <td>川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> <td>川崎市恵楽園</td> <td>川崎市高津区下作延2丁目26番1号</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	位置	特別養護老人ホーム	<u>(削除)</u>		川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園	川崎市高津区諏訪2丁目10番15号	川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら	川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号	養護老人ホーム	川崎市恵楽園	川崎市高津区下作延2丁目26番1号	<p>○川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例 平成5年3月26日条例第14号 (設置等)</p> <p>第2条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第1項の規定により特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)を設置する。</p> <p>2 老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 40%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">特別養護老人ホーム</td> <td><u>川崎市特別養護老人ホームこだなか</u></td> <td><u>川崎市中原区上小田中1丁目28番55号</u></td> </tr> <tr> <td>川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園</td> <td>川崎市高津区諏訪2丁目10番15号</td> </tr> <tr> <td>川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら</td> <td>川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> <td>川崎市恵楽園</td> <td>川崎市高津区下作延2丁目26番1号</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	位置	特別養護老人ホーム	<u>川崎市特別養護老人ホームこだなか</u>	<u>川崎市中原区上小田中1丁目28番55号</u>	川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園	川崎市高津区諏訪2丁目10番15号	川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら	川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号	養護老人ホーム	川崎市恵楽園	川崎市高津区下作延2丁目26番1号
区分	名称	位置																									
特別養護老人ホーム	<u>(削除)</u>																										
	川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園	川崎市高津区諏訪2丁目10番15号																									
	川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら	川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号																									
養護老人ホーム	川崎市恵楽園	川崎市高津区下作延2丁目26番1号																									
区分	名称	位置																									
特別養護老人ホーム	<u>川崎市特別養護老人ホームこだなか</u>	<u>川崎市中原区上小田中1丁目28番55号</u>																									
	川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園	川崎市高津区諏訪2丁目10番15号																									
	川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら	川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号																									
養護老人ホーム	川崎市恵楽園	川崎市高津区下作延2丁目26番1号																									

## 1 募集の目的

【目的】「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画（平成30年3月策定）」に基づき、令和2年度末の指定管理期間の満了に合わせ、指定管理特別養護老人ホームの民設化に向けて、移管先運営法人の募集を行ったもの。

## 2 募集の実施について

### (1) 開始時期等

- ・開始時期 令和2年2月10日（月）
- ・募集期間 令和2年2月10日（月）  
～令和2年5月29日（金）

### (2) 対象施設《8施設》

#### 【譲渡民設化】

特別養護老人ホーム夢見ヶ崎

特別養護老人ホームすみよし、特別養護老人ホームこだなか

特別養護老人ホーム陽だまりの園、特別養護老人ホームしゅくがわら

#### 【貸付民設化】

特別養護老人ホームひらまの里、特別養護老人ホーム多摩川の里

#### 【建替え民設化】

特別養護老人ホーム長沢壮寿の里

※長沢壮寿の里については、募集の開始時期及び募集期間の始まりの日ともに、令和2年2月25日から。

#### 【主な条件】

- ・現施設の事業を原則として継承
- ・原則20年以上の施設運営
- ・現施設利用者の引継ぎ（運営主体が変更の場合）
- ・施設の維持管理
- ・市有地の無償貸付
- ・建物の最低譲渡価額：0円【譲渡民設化】
- ・建物の無償貸付【貸付民設化及び建替え民設化】

## 3 移管先予定者の選定について

### (1) 移管先予定者の概要等

ア 特別養護老人ホーム夢見ヶ崎

⇒社会福祉法人和楽会 <所在地：高津区千年141番地2>

イ 特別養護老人ホームすみよし

⇒社会福祉法人セイワ <所在地：高津区末長1丁目3番13号>

ウ 特別養護老人ホームひらまの里

⇒社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 <所在地：高津区久地3丁目13番1号>

エ 特別養護老人ホーム多摩川の里

⇒社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 <所在地：高津区久地3丁目13番1号>

上記の4施設ともに、応募法人は1法人（現指定管理者）

※こだなか（社会福祉法人白山福祉会）、陽だまりの園（社会福祉法人照陽会）

しゅくがわら（社会福祉法人鈴保福祉会）、長沢壮寿の里（社会福祉法人川崎市社会福祉事業団）

の4施設については、応募法人なし。

### (2) 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会

ア 開催日

- ・令和2年7月21日（火） 譲渡民設化の施設を対象（2施設【夢見ヶ崎、すみよし】）
- ・令和2年7月27日（月） 貸付民設化の施設を対象（2施設【ひらまの里、多摩川の里】）

イ 委員

- ・峯尾 武巳（特定非営利活動法人介護の会まつなみ 副理事長）【学識経験者】
- ・中山 珠美（川崎市介護支援専門員連絡会 役員）【専門的知識】
- ・鈴木 恵子（NPO法人すずの会 代表）【専門的知識】
- ・堀越 ひろみ（長寿社会文化協会第三者評価事業部 調査評価員）【専門的知識】
- ・山崎 愛子（山崎公認会計士事務所 公認会計士）【財務の専門家】

### (3) 選定理由

川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会において、社会福祉法人和楽会、社会福祉法人セイワ及び社会福祉法人川崎市社会福祉事業団は、選定の条件である基準点を超え、審議の結果、移管先運営法人にふさわしいと判断されたため。

### (4) 審査結果（書類審査1100点満点と面接審査250点満点の合計点における基準点 810点）

#### ◆社会福祉法人和楽会【特別養護老人ホーム夢見ヶ崎】

書類審査 731点、面接審査 164点、合計 895点

#### ◆社会福祉法人セイワ【特別養護老人ホームすみよし】

書類審査 830点、面接審査 188点、合計 1018点

#### ◆社会福祉法人川崎市社会福祉事業団【特別養護老人ホームひらまの里】

書類審査 736点、面接審査 176点、合計 912点

#### ◆社会福祉法人川崎市社会福祉事業団【特別養護老人ホーム多摩川の里】

書類審査 731点、面接審査 176点、合計 907点

移管先予定者の選定を踏まえて、条例の一部改正に係る議案及び譲渡議案について、令和2年第5回川崎市議会に提出。

## 4 応募が無かった4施設の今後の対応について

令和2年2月に移管先運営法人の募集を開始したが、対象の8施設のうち応募があった施設は4施設であったため、下記のとおり、対象となる施設の状況に応じた対応を行う。

### (1) 「こだなか、陽だまりの園、しゅくがわら」について

これまで、応募が無かった施設の指定管理者等と意見交換を行ってきた中で、当該施設については、入居定員が少なく、将来的に安定的な運営を確保することが不安材料として課題となっている。

### (2) 「長沢壮寿の里」について

初回の募集を締め切った以降に、譲渡後における特別養護老人ホームに併設する介護サービスの継続や、建物の建設・解体に関する問い合わせが複数寄せられている。



#### <今後の対応について>

### (1) 「こだなか、陽だまりの園、しゅくがわら」について

引き続き、譲渡民設化に向けた調整を進めるとともに、課題を解決するためには、一定の期間が必要となることが考えられるため、指定管理の延長も視野に入れた調整を進める。

### (2) 「長沢壮寿の里」について

初回公募と同じ条件で再募集を行う。なお、譲渡後における介護サービス内容の変更等や、建物の建設・解体に関する新たな提案があった場合は、選定委員会において、その適切性について審議を行う。

#### ※諸条件の内容

利用者のニーズや社会状況の変化、福祉サービスの制度変更等を踏まえ、事業計画書に記載の提案内容を調整後、移管後に市と運営法人とで協議した上で、一定の範囲内でサービス内容を変更することができるものとする。

## 5 今後のスケジュール（予定）

再募集の実施	令和2年8月下旬～10月上旬
外部委員による選定委員会	令和2年10月中旬
選定結果の通知	令和2年10月下旬
条例改正議案の提出	令和2年11月
業務引継ぎ	令和3年1月～令和3年3月（移管先運営法人が現指定管理者と異なる場合）
譲渡及び貸付による運営開始	令和3年4月～

## 1 これまでの経過

令和2年8月20日の健康福祉委員会において、「指定管理特別養護老人ホームの民設化に向けた進捗状況」について、下記の内容について報告。【別紙（参考資料）のとおり】

- (1) 募集の目的
- (2) 募集の実施について
- (3) 移管先予定者の選定について（4施設：夢見ヶ崎、すみよし、ひらまの里、多摩川の里）
- (4) 応募がなかった4施設の今後の対応について（4施設：こだなか、陽だまりの園、しゅくがわら、長沢壮寿の里）
- (5) 今後のスケジュール（予定）

## 2 再募集の実施について

初回の募集を締め切った以降に、譲渡後における特別養護老人ホームに併設する介護サービスの継続や、建物の建設・解体に関する問い合わせが複数寄せられ、応募法人が見込まるに至ったため、下記のとおり、再募集を実施。

- (1) 再募集期間  
令和2年8月25日（火）～令和2年10月2日（金）
- (2) 対象施設の概要（1施設）  
【建替え民設化】  
特別養護老人ホーム長沢壮寿の里（多床室53床、短期入所12床、通所介護 他）

## 3 移管先予定者の選定結果について

- (1) 移管先予定者の概要  
名称：社会福祉法人 白山福祉会  
所在地：川崎市麻生区白山一丁目1番1号
- (2) 応募状況  
応募法人：2法人
- (3) 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会  
ア 開催日  
令和2年10月9日（金）  
イ 委員  
・大原 一興（横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授）【学識経験者】  
・峯尾 武巳（特定非営利活動法人介護の会まつなみ 副理事長）【学識経験者】  
・鈴木 恵子（NPO法人すずの会 代表）【専門的知識】  
・堀越 ひろみ（長寿社会文化協会第三者評価事業部 調査評価員）【専門的知識】  
・新井 努（新井公認会計士事務所 公認会計士）【財務の専門家】
- (4) 選定理由  
川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会において、社会福祉法人白山福祉会は、選定の条件である基準点を超え、審議の結果、移管先運営法人にふさわしいと判断されたため。  
【委員会からの付帯意見】  
・建替え時における当該施設利用者の調整（移転）については、利用者及び家族の意向に配慮し、丁寧かつ計画的に進めること。  
・地域福祉医療連携室について、受け身ではなく、積極的な姿勢で地域課題の把握に努めるとともに、解決に向け取り組むこと。

- (5) 審査結果（書類審査と面接審査の合計点における基準点 990点）  
◆社会福祉法人 白山福祉会  
書類審査 889点、面接審査 181点、合計 1,070点
- (6) 建替え手法及び建替え後の事業内容  
建替え手法：全部建替え  
建替え後の事業内容：特別養護老人ホーム132床（ユニット型個室40床、多床室92床）  
短期入所生活介護8床（多床室）、居宅介護支援、訪問看護、他
- (7) 建替え後に關するスケジュール（予定）  
令和3年度：入居者等の調整、令和4年度：解体工事、令和5年度：新築工事着工  
令和6年度：開設（令和7年3月）

移管先予定者の選定を踏まえて、条例の一部を改正する議案について、令和2年第6回定例会に提出。

## 4 3施設の民設化に向けた進捗状況について（こだなか、陽だまりの園、しゅくがわら）

- (1) 特別養護老人ホームこだなか  
譲渡民設化に向けて、複数の法人と課題解決に向けて調整を進めている。  
【主な課題】  
・施設の老朽化について ・介護人材の確保について
- (2) 特別養護老人ホーム陽だまりの園、しゅくがわら  
引き続き、現行の指定管理者と、譲渡民設化に係る主な条件等の説明及び意見交換を継続している。  
【主な条件等】  
・原則20年以上の施設運営について ・土地の返還時の義務（更地返還）について  
・本市による建物等の修繕実績について ・大規模修繕等に対する支援について  
・小規模特別養護老人ホームに特化した運営費補助について
- (3) 今後の対応について  
ア 特別養護老人ホームこだなか  
引き続き、サービスの継続を優先し、移管先予定者の確保に向けて、課題解決に向けた調整を進める。  
イ 特別養護老人ホーム陽だまりの園、しゅくがわら  
引き続き、現行の指定管理者から理解が得られるよう、譲渡民設化に係る主な条件等の説明及び意見交換を継続する。

3施設について、令和3年第1回定例会への議案提出に向けて調整を進める。

## 5 今後のスケジュール（予定）

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 令和2年11月   | 条例改正議案の提出（長沢壮寿の里）                |
| 令和2年12月下旬 | 外部委員による選定委員会（こだなか、陽だまりの園、しゅくがわら） |
| 令和3年1月上旬  | 審査結果の通知（こだなか、陽だまりの園、しゅくがわら）      |
| 令和3年1月～3月 | 業務引継ぎ（長沢壮寿の里）                    |
| 令和3年2月    | 条例改正議案の提出（こだなか、陽だまりの園、しゅくがわら）    |
| 令和3年4月～   | 譲渡及び貸付による運営開始                    |

1 これまでの経過

これまでの健康福祉委員会において、「指定管理特別養護老人ホームの民設化に向けた進捗状況」について、下記の内容のとおり報告。

＜令和2年8月20日開催【別紙（参考資料1）のとおり】＞

- (1) 募集の目的
- (2) 募集の実施について
- (3) 移管先予定者の選定結果について（4施設：夢見ヶ崎、すみよし、ひらまの里、多摩川の里）
- (4) 応募がなかった4施設の今後の対応について（4施設：こだなか、陽だまりの園、しゅくがわら、長沢壮寿の里）
- (5) 今後のスケジュール（予定）

＜令和2年11月12日開催【別紙（参考資料2）のとおり】＞

- (1) これまでの経過
- (2) 再募集の実施について（長沢壮寿の里）
- (3) 移管先予定者の選定結果について
- (4) 3施設の民設化に向けた進捗状況について（こだなか、陽だまり園、しゅくがわら）
- (5) 今後のスケジュール（予定）

2 3施設の今後の方向性について

川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画に基づき、指定管理特別養護老人ホーム8施設について、令和3年度からの民設化に向けた移行業務を進めていますが、現時点において、3施設の移管先運営法人が決定していない状況です。

この間、調整を継続してきた結果から、次のとおり、今後の方向性に向けて、手続きを進めてまいります。

施設名	定員	法人名(現指定管理者)	今後の方向性(令和3年4月～)
特別養護老人ホーム こだなか	50名	社会福祉法人白山福祉会	一時休止
特別養護老人ホーム 陽だまりの園	50名	社会福祉法人照陽会	一時休止 ※地域包括支援センターについては、 (2)※参照
特別養護老人ホーム しゅくがわら	68名	社会福祉法人鈴保福祉会	指定期間の変更(3年間の延長)

(1) 「特別養護老人ホームこだなか」について

現指定管理者から、当該施設の運営を継続することが困難である旨の意向を受けています。

この間、問い合わせが寄せられた法人と調整を継続した結果、譲渡民設化に係る申請の意向が示されたため、当該法人の資格審査(※)の手続きを進めてまいりましたが、資格審査終了後、当該法人から申請取り下げの申し出がありました。

このため、今年度中の入居者移転を進め、一時休止とし、現行施設については、譲渡民設化に向けた公募の実施(来年度以降)に向けて、調整を進めてまいります。

※令和3年1月8日(金)健康福祉関係施設整備事業者選定委員会

(2) 「特別養護老人ホーム陽だまりの園」について

現指定管理者から民設化に係る諸条件(原則20年以上の施設運営、土地の返還時の義務(更地返還)等)について、理解が得られるよう説明を継続してきましたが、譲渡民設化に向けた了承が得られていません。

また、指定管理者制度に基づく、指定期間の変更についても、了承が得られず、当該施設の運営を継続することが困難である旨の意向を受けています。

このため、今年度中の入居者移転を進め、一時休止とし、現行施設については、譲渡民設化に向けた公募の実施(来年度以降)に向けて、調整を進めてまいります。

※併設する地域包括支援センターについては、施設再開までの運営について、他法人による業務引継ぎに向けた調整を進めてまいります。

(3) 「特別養護老人ホームしゅくがわら」について

現指定管理者から民設化に係る諸条件(原則20年以上の施設運営、土地の返還時の義務(更地返還)等)について、理解が得られるよう説明を継続してきましたが、譲渡民設化に向けた了承が得られていません。

この間、現指定管理者と調整を継続してきた結果、指定期間の変更(3年間の延長)について、了承が得られたことから、当初計画の譲渡民設化から、現行の指定期間の変更(3年間の延長)を行う方向で、手続きを進めております。

なお、現行施設については、譲渡民設化に向けた公募の実施(指定期間中)に向けて、調整を進めてまいります。

＜審議内容及び審議結果＞

【川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会<令和3年1月20日>】

審議内容：現指定期間の変更に係る妥当性について審議を行った。

審議結果：譲渡民設化に向けた調整が調うまでの間、入居者へのサービス提供を継続する必要性が認められるため、指定期間の変更(3年間延長)が承認された。

【川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会・高齢者施設部会<令和3年1月25日>】

審議内容：現指定管理者の平成28年度から令和元年度の総括評価及び提出を受ける事業計画書等により、管理運営に係る全体的な評価を行うとともに、現指定管理者が運営を継続することの妥当性について審議を行った。

審議結果：社会福祉法人鈴保福祉会は、選定の条件である基準点を超え、指定管理者にふさわしいと判断された(書類審査480点)。

※基準点450点

◆上記の対応を進めるとともに、「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」の見直しを行っていく。※「こだなか」、「陽だまりの園」、「しゅくがわら」の譲渡民設化時期の変更

3 今後のスケジュール(予定)

令和3年2月上旬	議案提出(特養条例の改正議案、指定期間の変更議案)
2月上旬	入居者・家族への説明及び移転先調整(こだなか、陽だまりの園)
4月以降	指定管理者制度による運営継続(しゅくがわら)
令和3年度以降	譲渡民設化に向けた移管先運営法人の募集(こだなか、陽だまりの園)
令和4年10月頃～	譲渡民設化に向けた移管先運営法人の募集(しゅくがわら)
令和6年4月～	譲渡による運営開始(しゅくがわら)